

2010 年度(平成 22 年度) 事業計画書

概 要

当振興会は私学振興を目的とする公益法人として、少子化の進展に伴い年々厳しさを増す私学の経営環境に対して最大限の支援をすべく、私学振興に資する諸事業を積極的に展開してきました。

当振興会の事業資金は資金運用収入をその財源としており、外国債券を主とする運用により高利回りの運用収入を得て、私学支援事業を年々拡大してきましたが、一昨年来のリーマン・ブラザースの経営破たんを端を発した世界的な金融市場の混乱と深刻な景気後退によって、資金運用を巡る環境は大きく変化しました。

当年度も運用環境の変化に伴い運用収入が減少したとしても、私学振興事業・顕彰奨学金事業・会館事業・教職員福祉事業等の諸事業を継続して実施し、深刻な財政状況にある私学を可能な限り支援してまいります。

事業計画

1. 私学振興事業

(1) 関係団体助成金

私学振興事業は当私学振興会の法人名を表す事業であり、とりわけ私学関係各団体の事業を資金面より支援する『関係団体助成金』は、当振興会にとって最も重要な私学支援事業です。

2010 年度も、私学関係団体に対して可能な限りの助成を行い、各団体の行う事業活動を支援することとします。

(助成金を交付する主な関係団体)

京都府私立幼稚園連盟
京都私立小学校連合会
京都府私立中学高等学校連合会
京都府私立中学高等学校経営者協会
京都府私立中学高等学校保護者会連合会
京都府専修学校各種学校協会

(2) その他の私学振興事業

その他必要に応じて研修会の開催その他の私学支援事業を行います。

2. 顕彰奨学金事業

『京都私学振興会賞』及び『京都私学振興会奨学金』は、2006 年度に創設して以来回を重ねるごとに内外関係者より高い評価を受けています。

2010 年度も、第 5 回を迎えて日々研鑽努力している私学経営者や教職員・生徒を顕彰すると共に、学費支弁者を事故災害によって失い修学の継続が困難となった生徒たちに奨学金を給付して、私学教育の充実に寄与することとします。

『京都私学振興会賞』の各賞と顕彰対象

(1) 私学振興賞

- ・教育・研究・指導面において顕著な実績を残し大きい成果をあげた教職員
- ・特色ある教育計画を立案実施して成果をあげていると認められる学校等

(2) 文化スポーツ活動賞

- ・文化芸術活動やスポーツ活動により優秀な成績をおさめたクラブ等
- ・文化芸術やスポーツの国内・国際大会で極めて優秀な成績をあげた生徒

(3) 特別賞

- ・永年学校経営に携わり私学の発展に顕著な功績をあげた私学経営者
- ・私学関係団体役員として、永年私学全体の振興発展に多大の貢献を尽くした方
- ・私学教育の充実に顕著な功績をあげた個人または団体

『京都私学振興会奨学金』の給付対象

- ・学費支弁者を病気事故等で失い修学の継続が困難となった生徒の学費を支援

『教育研究奨励金』の給付対象

- ・日々私学教育の充実に専念努力している教員又は教育研究グループ

3. 会館事業

当振興会は、京都私学会館を管理運営して関係団体の事務室に供すると共に、広く一般の会議室利用等に供しています。

当会館は交通至便の立地条件と美しい外観、最新の設備や行き届いたサービスで利用者から高い評価を得ており、2010年度も、私学関係者のみならず広く一般利用者に喜ばれる会館として管理運営に努めます。

4. 教職員福祉事業

私学振興を目的とする当振興会にとって教職員福祉事業は極めて重要な事業であり、『京都私学互助会』により私学の教職員及びその家族を対象に、医療・慶弔・文化・貸付等の事業を行っています。2010年度も、各事業の充実により私学教職員の福祉増進に努めることとします。

京都私学互助会の事業の詳細は後掲のとおりです。

5. 情報の公開

当振興会では、公益法人として業務運営の透明化と適正化を図るため、ホームページ及び情報誌 For-Ward を通じて、財政状態や業務内容を広く関係者に公開しています。

6. 公益法人制度改革への取組

公益法人制度改革関連法案の施行に伴い、当振興会は4年以内(25年11月30日)に一般財団法人の認可又は公益財団法人の認定を受けなければなりません。

認可又は認定を受けるには、新定款の制定や役員構成の見直し、財務面での条件整備、新公益法人会計基準の適用などが必要です。

すでに事務局において検討を進めていますが、2010年度も更に準備作業をすすめて、条件整備が整い次第可能な限り早い年度に申請を行う予定です。

京都私学互助会

京都私学振興会は、府内の私学教職員の福利厚生事業を行うため、1984年(昭和59年)に京都私学互助会を発足し、以来四半世紀に亘って、会員及びその家族の医療・慶弔・退会一時金等の給付事業、観劇・旅行等の厚生文化事業、貸付事業の諸事業を通じて、私学教職員の福利厚生の充実に大きい成果を挙げてきました。

近年は、少子化の進展に伴い互助会会員は年々減少し、会員と学校が負担する掛金収入が減収の一途を辿り、互助会の運営は年々厳しくなっていますが、教職員の福利厚生の充実は私学教育の振興にとって極めて重要であるため、2010年度も引き続き給付・厚生文化・貸付の諸事業の充実に努めることとします。

【 加入学校数・会員数 】

| 加入数 / 年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 加入学校数 | 35校 | 34校 | 34校 |
| 加入会員数 | 589名 | 558名 | 544名 |

数値は各年度当初現在(2010年度は2010年1月末日現在)

【 給付事業 】

会員及び被扶養者の慶事の祝金、弔事の弔慰金、疾病療養時の見舞金及び退会時の退会一時金の給付により、会員の経済的負担の軽減を図ります。

【給付の内容】

(1) 医療関係給付金

会員または被扶養者が疾病・負傷の際、規約による見舞金を給付します。

給付種類… 療養補助費 家族療養費 入院見舞金 障害見舞金

(2) 慶弔関係給付金

会員または被扶養者の結婚・出産・育児・死亡・災害等に際して慶弔金を給付します。

給付種類… 結婚祝金 出産祝金 育児手当金 介護手当金
弔慰金 災害見舞金

(3) 退会一時金

退職等により資格を喪失した会員に、規約により退会一時金を給付します。

【貸付事業】

会員の不時の出費、子女入学時、住宅購入時等の多額の出費を援助するため貸付を行いません。

【貸付の内容】

- (1)一般資金貸付 …… 50万円まで
- (2)入学資金貸付 …… 20万円まで
- (3)住宅資金融資の斡旋… みずほ銀行との提携による貸付

【厚生文化事業】

映画・演劇・音楽等の入場券を割引して斡旋するなど、会員の文化生活の充実を図ります。

(1)映画・演劇関係チケットの割引

- ① 東宝映画共通鑑賞券
- ② 劇団四季ミュージカルチケット
- ③ 南座顔見世公演チケット
- ④ 前進座新春特別公演チケット
- ⑤ 美術展鑑賞券
- ⑥ その他の企画

(2)旅行費補助

JTB 旅行費補助 (旅行代金の20% 上限3万円)

(3)宿泊施設利用補助

白馬高原ロッジしろがね利用補助

長島温泉スパランドプール(大人半額・中学生以下の子供無料)

(4) その他の事業